

(趣旨)

第1条 学校法人札幌大学(以下、「法人」という。)が設置する学校(以下、「大学等」という。)の学費等納付金(以下、「学費等」という。)について、金額、納付期日及びその他必要な事項を定める。

(学費等の金額及び納付期日)

第2条 学費等の金額及び納付期日は、別表に定める。

(学費等の納付方法)

第3条 学費等の納付方法は、原則として、法人が指定する口座への振込みによるものとする。ただし、納付方法について別に指定がある場合、またはやむを得ない理由があると認められる場合は、現金による直接納付をすることができる。

(既納の学費等)

第4条 既納の学費等は、返還しない。ただし、入学手続きに係る取扱いはこの限りではない。

(休学期間の学費等及び納付期日)

第5条 休学期間の学費等及び納付期日は、別表に定める。

(退学を願ひ出る者の学費等)

第6条 退学を願ひ出る者は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、当該学期の納付期日までに願ひ出が受理され退学が許可された者は、この限りではない。

(滞納処置)

第7条 学費等を納付期日までに完納しないときは、第2条に定める納付期日の翌日をもって除籍する。

2 前項により除籍となった者の復籍に関する取扱いは、大学等の復籍に関する学務規程に定める。

(学費等の延納)

第8条 経済的理由または他にやむを得ない理由により、第2条に定める納付期日までに学費等の納付が困難であると認められる場合は、授業料、施設設備費及び教育充実費について延納を許可することがある。

2 授業料、施設設備費及び教育充実費を除くその他の学費等は、原則として、延納及び分納を認めない。

3 延納は、法人所定の願出書により、本人及び身元保証人が自筆連署捺印の上、第2条に定める納付期日までに願ひ出なければならない。

4 延納は、第2条に定める納付期日から2か月を限度として、その間の納付を猶予する。

5 猶予期間中は、学生の権利及び大学等からの受益について仮行使が認められる。

6 猶予期間が過ぎても授業料、施設設備費及び教育充実費が完納されないときは、第2条に定める納付期日の翌日をもって除籍する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和43年9月29日から施行する。

《中略》

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度以前の入学生は、第8条第1項、第2項または第6項にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月27日から施行する。
- 2 令和2年度の学費等において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した場合における学費等の延納については、第8条第4項の規定にかかわらず、常勤理事会の議を経て理事長が定める日まで納付を猶予できる。

《以下、抜粋》

別表第1-1-1 大学 (令和2年度入学生)

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
入学検定料		30,000	入学願書提出のとき
大学入学共通テスト検定料		12,000	入学願書提出のとき

注1 同一の入学試験制度内の併願においては、出願する専攻数にかかわらず検定料は上記のとおりとする。

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		入学手続きのとき	9月30日	
入学金		200,000		200,000
授業料		385,000	385,000	770,000
施設設備費		60,000	60,000	120,000
教育充実費		5,000	5,000	10,000
合計		650,000	450,000	1,100,000

注1 休学期間は、授業料、施設設備費及び教育充実費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料、施設設備費及び教育充実費と同じとする。

別表第1-1-2 女子短期大学部 (令和2年度入学生)

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
入学検定料		30,000	入学願書提出のとき
大学入学共通テスト検定料		12,000	入学願書提出のとき

注1 同一の入学試験制度内の併願においては、出願する学科数にかかわらず検定料は上記のとおりとする。

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		入学手続きのとき	9月30日	
入学金		200,000		200,000
授業料		385,000	385,000	770,000
施設設備費		60,000	60,000	120,000
合計		645,000	445,000	1,090,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

別表第1—2 大学・女子短期大学部（平成28年度以前入学生）

（単位：円）

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		5月1日	9月30日	
授業料		385,000	385,000	770,000
施設設備費		60,000	60,000	120,000
合計		445,000	445,000	890,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

別表第3 卒業年次を超えた学生

学群・学部・学科で定められた卒業要件に対する不足単位が12単位以内の者の学費等は、授業料の2分の1を減額し、以下のとおりとする。

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		5月1日	9月30日	
授業料		192,500	192,500	385,000
施設設備費		60,000	60,000	120,000
合計		252,500	252,500	505,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

注2 この規程は、留学期間中に卒業年次を超えた者も適用される。

別表第4 編入学生・転入学生

（単位：円）

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
転・編入学試験料		30,000	転・編入学入学願書提出のとき

注1 学費等の取扱いについては、別表第1—1または2—1のとおりとする。

ただし、本法人が設置する短大を卒業し、大学へ編入する者は、入学金を免除する。

別表第5 再入学生

（単位：円）

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
再入学試験料		30,000	再入学入学願書提出のとき

注1 学費等の取扱いについては、別表第1—1、2—1または3のとおりとする。ただし、入学金は26,000円とする。

別表第6 復籍学生

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期
		復籍手続のとき	復籍手続のとき
復籍料		26,000	26,000

注1 学費等の取扱いについては、別表第1-2、2-2または3のとおりとする。

別表第7-1 大学院（平成29年度以降入学生）

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
入学検定料		30,000	入学願書提出のとき

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		入学手続のとき	9月30日	
入学金		150,000		150,000
授業料		350,000	350,000	700,000
施設設備費		50,000	50,000	100,000
合計		550,000	400,000	950,000

注1 本法人が設置する大学を卒業した者は、入学金を免除する。

注2 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

注3 長期履修学生として3年目（2年次修了後）以降の学費等の免除を受ける者は、1年次生は入学手続時または1年次履修登録終了時まで、2年次生は1年次終了時から2年次春学期履修登録終了時まで、所定の手続きを行い、許可された者とする。ただし、社会人特別選抜入試により入学した者に限る。

別表第7-2 大学院（平成28年度入学生）

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		5月1日	9月30日	
授業料		350,000	350,000	700,000
施設設備費		50,000	50,000	100,000
合計		400,000	400,000	800,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

注2 長期履修学生として3年目（2年次修了後）以降の学費等の免除を受ける者は、1年次生は入学手続時または1年次履修登録終了時まで、2年次生は1年次終了時から2年次春学期履修登録終了時まで、所定の手続きを行い、許可された者とする。ただし、社会人特別選抜入試により入学した者に限る。

別表第7—3 大学院（平成27年度以前入学生）

（単位：円）

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		5月1日	9月30日	
授業料		289,000	289,000	578,000
施設設備費		45,000	45,000	90,000
合計		334,000	334,000	668,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

注2 長期履修学生として3年目（2年次修了後）以降の学費等の免除を受ける者は、1年次生は入学時または1年次履修登録終了時まで、2年次生は1年次終了時から2年次春学期履修登録終了時まで、所定の手続きを行い、許可された者とする。ただし、社会人特別選抜入試により入学した者に限る。

別表第7—4 大学院の修士課程を2年を超えて在学する場合の学費（平成28年度入学生）

各研究科で定められた修了要件に対する不足単位が4単位以内の者の学費等は、授業料の2分の1を減額し、以下のとおりとする。

（単位：円）

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		5月1日	9月30日	
授業料		175,500	175,500	350,000
施設設備費		50,000	50,000	100,000
合計		225,500	225,500	450,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

別表第7—5 大学院の修士課程を2年を超えて在学する場合の学費（平成27年度以前入学生）

各研究科で定められた修了要件に対する不足単位が4単位以内の者の学費等は、授業料の2分の1を減額し、以下のとおりとする。

（単位：円）

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	合計
		5月1日	9月30日	
授業料		144,500	144,500	289,000
施設設備費		45,000	45,000	90,000
合計		189,500	189,500	379,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料として各学期50,000円を徴収する。在籍料の納付期日は、授業料及び施設設備費と同じとする。

別表第7—9 大学院転入学生

（単位：円）

種別	金額	納付期日
転入学試験料	30,000	転入学入学願書提出のとき

注1 学費等の取扱いについては、別表第7—1または7—6のとおりとする。

別表第7—10 大学院再入学生

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
再入学試験料		30,000	再入学入学願書提出のとき

注1 学費等の取扱いについては、別表第7—1、7—4または7—6のとおりとする。
ただし、入学金は26,000円とする。

別表第7—11 大学院復籍学生

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期
		復籍手続のとき	復籍手続のとき
復籍料		26,000	26,000

注1 学費等の取扱いについては、別表第7—2、7—3、7—4、7—5、7—7または7—8のとおりとする。

別表第8—1 研究生

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
研究生認定料		12,000	研究生認定試験願書提出のとき

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	春学期入学者納入額合計	秋学期入学者納入額合計
		研究生を願い出て許可されたとき	研究生を願い出て許可されたとき		
入学金		32,000		32,000	32,000
研究料		75,000	75,000	150,000	75,000
合計				182,000	107,000

注1 本法人が設置する大学または短大を卒業した者、前年度または同年度春学期に本法人が設置する大学または短大の研究生であった者は、入学金を免除する。

別表第8—2 大学院研究生

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
研究生認定料		12,000	研究生認定試験願書提出のとき

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	春学期	秋学期	春学期入学者納入額合計	秋学期入学者納入額合計
		研究生を願い出て許可されたとき	研究生を願い出て許可されたとき		
入学金		32,000		32,000	32,000
研究料		75,000	75,000	150,000	75,000
合計				182,000	107,000

注1 本法人が設置する大学院を修了した者、または前年度に本法人が設置する大学院の研究生であった者は、入学金を免除する。

別表第9 委託学生

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
委託学生認定料		12,000	委託学生認定試験願書提出のとき

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
委託学生料		1単位につき10,000	委託学生を願い出て許可されたとき

別表第10 科目等履修生

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
科目等履修生認定料		12,000	科目等履修生試験願書提出のとき

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
入学金		32,000	科目等履修生を願い出て許可されたとき
科目等履修料		1単位につき10,000	

注1 本法人が設置する大学または短大を卒業した者、前年度または同年度春学期に本法人が設置する大学または短大の科目等履修生であった者は、入学金を免除する。

別表第11 特別科目等履修生

(単位：円)

金額及び納付期日 種別	金額	納付期日
特別科目等履修生認定料	他大学又は他大学院との協議により定める	特別科目等履修生試験願書提出のとき

(単位：円)

金額及び納付期日 種別	金額	納付期日
特別科目等履修料	他大学又は他大学院との協議により定める	特別科目等履修生を願い出て許可されたとき

別表第12 大学院科目等履修生

(単位：円)

金額及び納付期日 種別	金額	納付期日
大学院科目等履修生認定料	12,000	大学院科目等履修生試験願書提出のとき

(単位：円)

金額及び納付期日 種別	金額	納付期日
入学金	32,000	大学院科目等履修生を願い出て許可されたとき
大学院科目等履修料	1単位につき20,000	されたとき

注1 本法人が設置する大学院を修了した者、または前年度に本法人が設置する大学院の科目等履修生であった者は、入学金を免除する。

注2 本法人が設置する大学の4年生に在籍し、同大学院研究科の科目等履修を認められた者は、大学院科目等履修生認定料、入学金及び大学院科目等履修料を免除する。

別表第13 特別授業科目受講料

(単位：円)

金額及び納付期日 種別	金額	納付期日
教職科目受講料	70,000	履修届を提出するとき
社会教育主事科目受講料	29,000	履修届を提出するとき
学芸員科目受講料	55,000	履修届を提出するとき

注1 教職科目受講料は、教育実習費を含む。

注2 学芸員科目受講料は、博物館実習料を含む。

別表第14 女子短期大学部こども学科実習料

(単位：円)

種別	金額及び納付期日	金額	納付期日
幼稚園教諭実習料		57,000	履修届を提出するとき
保育士実習料（1年次）		90,000	履修届を提出するとき
保育士実習料（2年次）		45,000	履修届を提出するとき

別表第15 諸証明等発行手数料

(単位：円)

種別	金額及び所管事務局	金額	所管事務局
単位修得証明書		200	学生支援課
成績証明書		200	〃
卒業証明書		200	〃
卒業見込証明書		200	〃
在学証明書		200	〃
教育職員免許状取得見込証明書		200	〃
指定保育士養成施設卒業見込証明書		200	〃
指定保育士養成施設卒業証明書		200	〃
各種免許・資格取得証明書		200	〃
学生証再発行		2,000	〃
健康診断証明書		200	〃
推せん状		200	〃
人物に関する証明書		200	〃
学力に関する証明書		200	〃
上記以外の証明書・調査書		注1	所管事務局

注1 上記以外の証明書・調査書発行に係る手数料は、200円とする。ただし、作成に不可欠となる証憑取得に要する費用がある場合は、その実費を徴収する。

注2 上記の金額は、発行数量1通の金額とする。

注3 上記手数料の納付期日は、発行申請手続きのときとする。